

日進市地域包括支援センターの運営について

1 概要

(1) 目的

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置するもの。

(2) 設置主体

日進市

(3) 設置時期及び形態

時期：平成18年4月1日

形態：業務委託

名 称	受託法人
中部地域包括支援センター	(社福) 日進市社会福祉協議会
東部地域包括支援センター	(医) 愛泉会
西部地域包括支援センター	(社福) 日進福祉会

(4) 担当圏域（日常生活圏域）

高齢者を見守る日常生活圏域を中学校区と定め、市内を西部・中部・東部の3つに区分する日常生活圏域を設定し、圏域ごとに地域包括支援センターを配置。

	担当地域
中部	蟹甲町・折戸町・本郷町・岩崎町・岩藤町・南ヶ丘・東山・栄（一・二丁目）・藤塚・竹の山
東部	藤枝町・米野木町・三本木町・藤島町・北新町・五色園・栄（三～五丁目）・米野木台
西部	赤池町・浅田町・梅森町・野方町・梅森台・香久山・赤池・岩崎台・赤池南・浅田平子

(5) 各圏域の状況(令和7年4月末日時点)

【単位：人、％】

※()内は前年度。以下同じ

	日進市全体	中部地区	東部地区	西部地区
総人口	94,359 (93,935)	33,800 (33,810)	22,308 (22,280)	38,251 (37,845)
高齢者人口	19,273 (19,133)	7,320 (7,360)	5,092 (5,103)	6,861 (6,670)
(前期高齢者人口)	7,854 (8,000)	2,792 (2,880)	1,944 (2,030)	3,118 (3,090)
(後期高齢者人口)	11,419 (11,133)	4,528 (4,480)	3,148 (3,073)	3,743 (3,580)
高齢化率	20.4 (20.4)	21.7 (21.8)	22.8 (22.9)	17.9 (17.6)

		日進市全体	中部地区	東部地区	西部地区
介護認定者等数		3,282 (3,249)	1,379 (1,353)	864 (876)	1,039 (1,020)
要支援	事業対象者	154 (142)	66 (78)	50 (31)	38 (32)
	要支援1	552 (527)	246 (211)	135 (145)	171 (171)
	要支援2	582 (594)	248 (254)	156 (161)	178 (179)
要介護	要介護1	622 (616)	263 (250)	157 (163)	202 (203)
	要介護2	470 (443)	197 (176)	116 (118)	157 (149)
	要介護3	384 (383)	153 (159)	113 (106)	118 (118)
	要介護4	405 (423)	164 (185)	114 (118)	127 (120)
	要介護5	267 (263)	108 (118)	73 (65)	86 (80)

(市全体の要支援・要介護の人数には第2号被保険者、住所地特例も含む。)

2 事業内容

(1) 包括的支援事業

① 総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うもの。

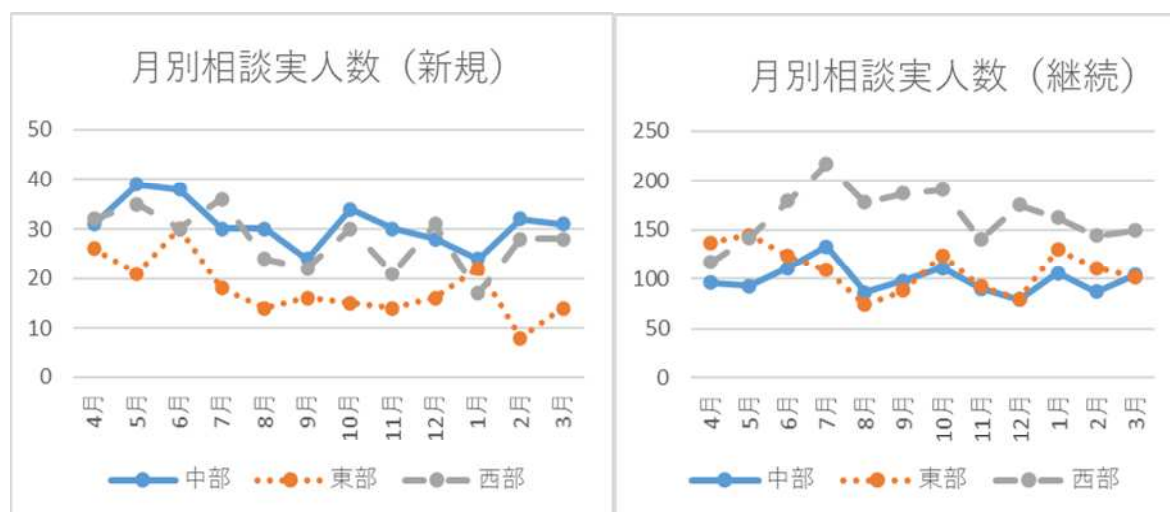
- ・ 初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援
- ・ その実施に当たって必要となるネットワークの構築
- ・ 地域の高齢者の状況の実態の把握

主な相談年間件数

【単位：人】

※（ ）内は前年度。以下同じ

	包括全体	中部包括	東部包括	西部包括
相談人数	5,409	1,565	1,529	2,315
※受付実件数	(42,353)	(18,244)	(9,861)	(14,248)
相談実人数	919	371	214	334
【新規】	(699)	(272)	(176)	(251)
相談実人数	4,490	1,194	1,315	1,981
【継続】	(11,161)	(5,013)	(2,525)	(3,623)



主な相談内容と年間件数 ※件数の多い順 【単位：件】

相談内容	包括全体	中部包括	東部包括	西部包括
介護保険サービス	2,890 (4,575)	847 (2,314)	982 (1,146)	1,061 (1,115)
介護相談・介護方法	1,017 (1,768)	297 (326)	114 (621)	606 (821)
認知症	910 (847)	307 (469)	191 (185)	412 (193)
医療・保健	631 (1,118)	200 (490)	212 (458)	219 (170)
虐待・権利擁護	573 (1,208)	85 (366)	122 (218)	366 (624)
福祉用具・住宅改修	505 (1,328)	166 (838)	229 (252)	110 (238)
安否確認	346 (709)	54 (393)	35 (59)	257 (257)
高齢者福祉サービス	220 (518)	65 (281)	66 (124)	89 (113)

②権利擁護業務

- 地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うもの。

- ・ 成年後見制度の活用促進
- ・ 老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応
- ・ 困難事例への対応
- ・ 消費者被害の防止に関する諸制度の活用

相談・支援年間件数

【単位：件】

	包括全体	中部包括	東部包括	西部包括
合計	524	72	123	329
※延べ件数	(1,208)	(366)	(218)	(624)
① 成年後見制 度	58 (70)	23 (18)	24 (22)	11 (30)
② 高齢者虐待	184 (241)	24 (49)	17 (59)	143 (133)
③ 困難事例	274 (883)	21 (289)	81 (135)	172 (459)
④ 消費者被害	8 (9)	4 (6)	1 (2)	3 (1)

③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- 介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において多職種相互の協働等により連携する。
- 介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うもの。

- ・「地域ケア会議」等を通じた自立支援に資するケアマネジメントの支援
- ・包括的・継続的なケア体制の構築
- ・地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用
- ・介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談
- ・地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員からの年間相談件数・内容

【単位：件】

認知症	権利擁護・ 困難事例	サービス調整・ 市制度利用	医療機関・ 介護事業所の 紹介	家族支援	その他 相談 報告	合計
30 (62)	41 (33)	46 (57)	13 (28)	12 (11)	61 (58)	203 (249)

④介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

- 要支援認定者、基本チェックリスト該当者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。

- ・アセスメント、介護予防サービス計画の作成
- ・サービス担当者会議、事業者等との連絡調整
- ・モニタリング（給付管理）

【単位：件】

	介護予防支援			介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援)		
	自己 作成	委託	合計	自己 作成	委託	合計
中部	2,007 (1,845)	292 (308)	2,299 (2,153)	1,758 (1,644)	97 (109)	1,855 (1,753)
東部	1,041 (990)	466 (367)	1,507 (1,357)	505 (624)	245 (240)	750 (864)
西部	1,711 (1,667)	596 (459)	2,307 (2,126)	804 (899)	98 (192)	902 (1,091)
市 全体	4,759 (4,502)	1,354 (1,134)	6,113 (5,636)	3,067 (3,167)	440 (541)	3,507 (3,708)

(2) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行う。

(3) 地域ケア会議の実施

医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、自治会長、NPO法人、社会福祉法人、ボランティアなど地域の多様な関係者が適宜協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくもの。

また、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結びつけていくもの。

【単位：件】

	開催回数	主な対象者		
		要介護	要支援	その他
中部	7 (6)	2 (4)	4 (2)	2 (0)
東部	8 (5)	4 (2)	4 (0)	0 (3)
西部	10 (5)	5 (2)	5 (3)	0 (0)

○中部地域包括

回	テーマ	対象者		
		要介護	要支援	その他
1	認知症がありながらも地域の支えで楽しくすごしている。今後の方向性について			○
2	認知症の進行による対応の難しさ、穏やかに過ごすためには		○	
3	視力障害、被害妄想のある独居の方への支援について	○		
4	地域との関りがあまりない方にインフォーマルサービス活用のために		○	
5	歩行を安定させて行動範囲を広げるために		○	
6	認知症のご主人と老犬と穏やかに自宅で生活を続けるために今すべきこと	○	○	
7	足腰おたっしやクラブ卒業者や足腰の弱ってきている方が地域で運動を続けるための居場所を検討する			○

○東部地域包括

回	テーマ	対象者		
		要介護	要支援	その他
1	気分の落ち込みが深く、今まで出来ていたことができない引きこもりの高齢者の支援		○	
2	介護方法や認知症に対してなかなか理解が進まない介護者についての対応	○		
3	独居や今後の生活への不安が強い高齢男性の自立支援について		○	
4	認知症独居の高齢者の意思を尊重しつつ、安心できる居場所で生活を続けていくための地域の支援について	○		
5	住み慣れた土地を離れ新たな場所で地域と関わりながら安心して暮らしていくには		○	
6	慣れ親しんだ家で健やかに暮らしていくには	○		
7	支援者となる家族がいない、サービスへの受け入れが困難な独居高齢者の支援について		○	
8	経済的困窮、身寄りがない方の支援について	○		

○西部地域包括

回	テーマ	対象者		
		要介護	要支援	その他
1	一人暮らしの女性、畑仕事を楽しみながら自宅マンションで暮らしていくために。	○		
2	散歩が趣味 自分らしく自宅で生活を続けたい。	○		
3	認知症の夫と統合失調症の長男を介護しながら、自身の体調も考えて暮らしていきたい。		○	
4	車の処分をし、社会活動の参加の機会が減ってしまった。 社会とのつながりや活動を維持していきたい。		○	
5	子どもたちに迷惑はかけられない。妻の体調は心配だが、このまま家で暮らしていきたい。	○		
6	認知症状が進行している夫を支える妻への支援		○	

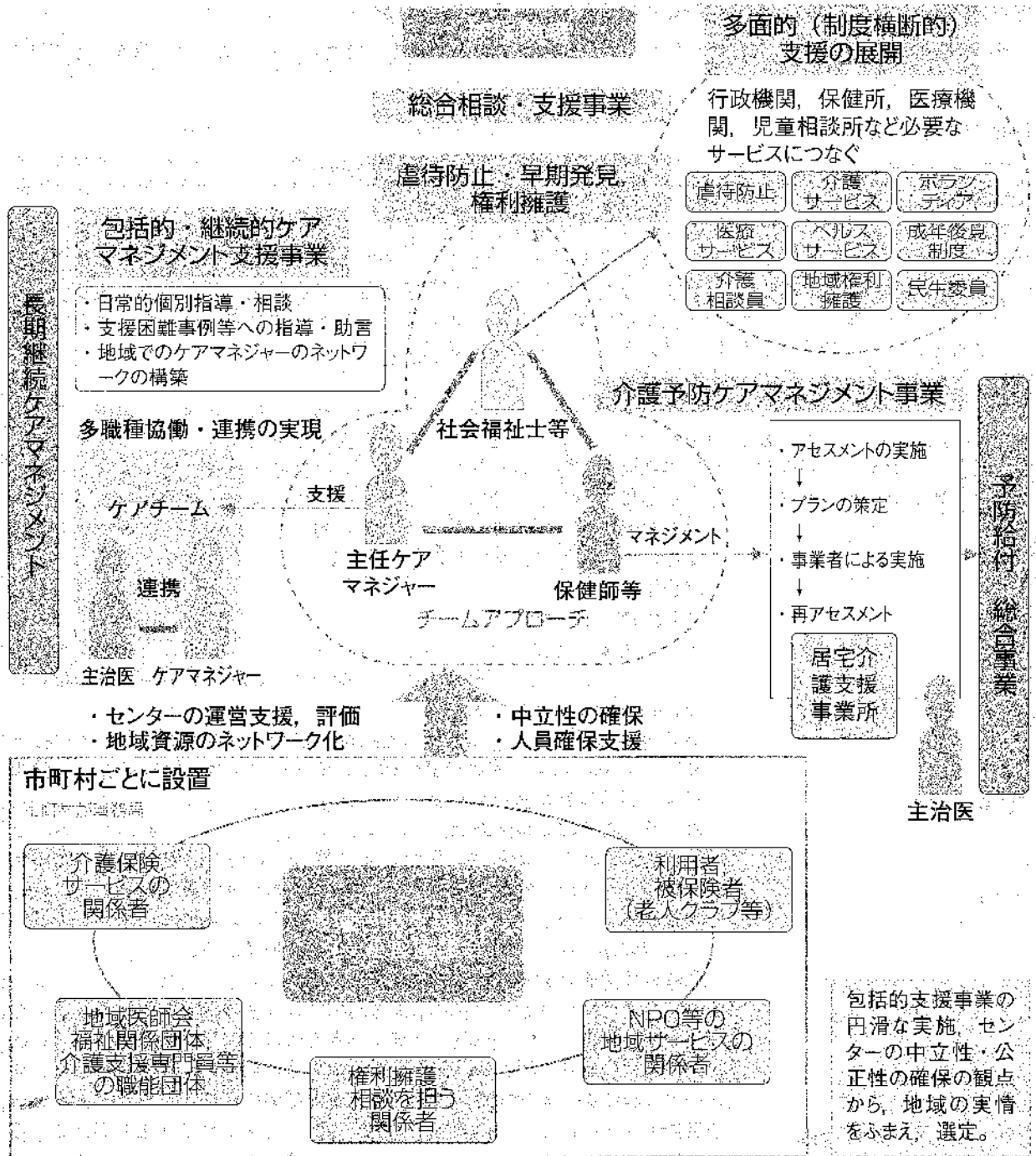
7	住み慣れた自宅で夫と二人で暮らしたい。	○		
8	住み慣れた自宅で妻と二人で暮らしたい。		○	
9	地域とかかわりを持ちながら楽しく暮らしていくには。		○	
10	退院後、途切れてしまった地域との交流を再開したい。	○		

(4) 「自由参加型」地域ケア会議

要介護度が軽度な方の参考事例をもとに、本人の介護予防や自立に向けて必要と思われる支援について、専門職や地域関係者がそれぞれの立場で意見交換や助言を行うもの。

回	テーマ	対象者		参加者数
		要介護	要支援	
1	気分の落ち込みが深く、今まで出来ていたこともできない引きこもりの方の支援		○	4 3
	介護方法や認知症に対して、なかなか理解が進まない介護者についての対応	○		
2	腎機能低下や転倒予防に対する意識を持ってもらえるように支援するためには		○	4 4
	ご夫婦が重い病気にさいなまれながらも、たがいに寄り添い生活が続けられるよう支援するには	○		
3	趣味を通して人とつながれる コミュニケーションの場を探したい		○	4 0
	一人暮らしで認知症のある方が地域と関わりながら安全に暮らすには	○		
4	住み慣れた土地を離れ新しい場所で地域と関わりながら安心して暮らしていくには		○	2 9
	長年奥様の介護を担っておられ奥様が入所され介護から解放されたが、未だ心身共に解放されていない様子早く元気になってもらいたい	○		
5	住み慣れた地域で犬との生活を続けるためには		○	3 5

	認知症のある方が家族の協力を得ながら安全にひとり暮らしの生活を継続するための支援	○		
6	妻以外と出かけられない方の、地域とのつながりを考える		○	36
	今年度地域ケア会議を行った事例の振り返り	-	-	



(社会保険研究会 『平成 30 年 8 月版 介護保険制度の解説』)

3 職員配置について

(1) 職員配置に係る国の基準

「地域包括支援センターの設置運営について」(平成18年10月18日老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号)

【人員】

- 原則として①保健師、②社会福祉士、③主任介護支援専門員を置く
- 三職種の確保が困難である等の事情により、この人員によりがたい場合には、これらに準ずる者を配置することもできる

【員数】

- 専らセンターの行う業務に従事する職員として、一のセンターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき員数は、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員(これらに準ずる者を含む。)それぞれ各1人

(2) 日進市における職員配置に係る基準等

【人員】

- センター業務を実施するために、常勤かつ専従の職員を以下の職種毎に1名以上配置
- ①保健師又は地域ケアマネジメントや地域保健業務等の経験がある看護師 ②社会福祉士 ③主任介護支援専門員

【員数※】 ※委託料積算上の基準

- 国の基準に基づく配置：3名
- 高齢者人口3,500人以上の場合に、500人ごとに0.2名を加配

(3) 職員配置の状況(令和7年4月末日時点)

()内は常勤換算した場合の人数

	包括全体	中部包括	東部包括	西部包括
保健師・看護師	5(5)名	2(2)名	1(1)名	2(2)名
社会福祉士	6(4.5)名	3(2.1)名	2(1.4)名	1(1)名
主任介護支援専門員	3(3)名	1(1)名	1(1)名	1(1)名
介護支援専門員	8(6.3)名	5(3.3)名	1(1)名	2(2)名